

第3章 計画の基本的な考え方

1. めざす将来像（基本理念）

めざす
将来像
(基本理念)

子ども・若者の権利と幸せを守る 「こどもまんなか」のまち さんだ(案)

本計画では、こども基本法の趣旨を踏まえ、子ども・若者の権利を尊重し、全ての子ども・若者の幸せや健やかな成長を応援するとともに、これから子育てをする人や子育て家庭が、安心して子どもを生き育てることができるまちづくりを推進するため、「子ども・若者の権利と幸せを守る『こどもまんなか』のまち さんだ(案)」を、めざすべき将来像（基本理念）として設定します。

2. 基本目標

本計画では、めざす将来像（基本理念）を具現化するための施策の柱として、次の3つの基本目標を掲げ、子ども・若者と子育て家庭に関する施策を推進します。

基本目標Ⅰ 子ども・若者の健やかな成長のための切れ目ない支援 【ライフステージ別事項】

子ども・若者、子育て支援に関する施策は、妊娠・出産期から青年期に至るまでのライフステージにわたります。子ども・若者の年齢及び発達に応じて「妊娠・出産期、就学前期」「学童・思春期」「青年期」の3つのステージに分け、それぞれの段階ごとに取り組むべき施策を定め、切れ目ない支援を行います。

《妊娠・出産期、就学前期》

妊娠期を健やかに過ごし、安心して出産・育児ができるよう、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行うとともに、就学前児の就学前教育・保育をはじめ、健やかな成長の基礎づくりに取り組み、小学校教育への円滑な接続を図ります。

《学童・思春期》

児童・生徒の心身の健康に取り組むとともに、児童・生徒が安心・安全に過ごせる居場所づくりに取り組み、生きる力や豊かな感性を育む環境づくりを進めます。いじめや不登校などに直面した児童・生徒に対して、それぞれの児童・生徒の状況に合わせた適切な相談支援や問題解決に取り組めます。

《青年期》

子ども・若者が社会とのつながりを保ちながら、自立した生活を送ることができるよう、多様な地域人材や多世代交流の機会の充実を図るとともに、関係機関等と連携し、若者の就労や結婚を希望する人の出会いの場の創出等を支援します。

基本目標Ⅱ 子ども・若者を権利主体とした心豊かな育ちの応援 【ライフステージを通じた事項】

子ども・若者と子育て家庭に関する、ライフステージ全体を通して取り組むべき施策を推進するとともに、子ども・若者に保障されている権利について、全ての市民が理解を深めることができるよう取り組みます。また、子ども・若者が、多くの人と関わりながら自己肯定感をもって成長できるよう、体験機会の充実を図るとともに、多様な意見やアイデアを表明する機会を積極的に提供し、子ども・若者のまちづくりへの参画を推進します。

児童虐待について、地域や関係機関との連携を一層強化し、未然防止・早期発見と迅速な対応に努めます。また、子ども・若者と家庭の様々な状況に応じた支援に取り組み、安心して成長できる環境づくりを推進します。

基本目標Ⅲ 子ども・若者と家庭の子育てを支援する地域づくり

子ども・若者及び子育て家庭を支える地域づくりを推進します。保護者自身が子育てに喜びを感じ、心にゆとりをもって子育てできるよう、保護者同士の交流の場や、子育てについて学べる機会を提供します。

また、子育て支援に関わる担い手の養成・育成や、多様な担い手同士の交流を促進し、地域が見守り、支え合う関係づくりに取り組みます。

地域の中で、全ての子育て家庭が支えられるよう、子育て支援サービスの充実や経済的な負担軽減などに取り組むとともに、子ども・若者・子育て家庭が住み続けたい生活環境づくりを推進します。

3. 重点施策

本計画では、三田市を取り巻く現状や課題を踏まえた計画の新たな視点として、次の5つを重点施策として展開します。重点施策の具体的な取り組みや内容については、第4章「施策の展開」において、基本目標ごとに記載しています。

重点施策1

(妊娠・出産期・就学前期)

基本目標 I (1~9 ページ)

1. 妊娠・出産と乳幼児期の子どもの健全な育成を支援します。

子どもの誕生前から幼児期までは、子どもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培う、最も重要な時期です。妊娠から出産・子育てまでの切れ目ない伴走型相談支援や、子ども家庭センターを中心とした、幼児期から学童期への切れ目ない育ちの支援を重点的に推進します。

- (1)妊娠・出産期の心と身体の健康づくりの推進
- (2)乳幼児期の子どもと保護者の健康づくりの推進
- (3)就学前教育・保育の充実
- (4)身近なところで切れ目なく相談できる支援体制の充実

重点施策2

(学童・思春期)

基本目標 I (12 ページ)

(2)安全・安心な居場所づくりの推進

国の「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえ、子ども・若者が安全・安心に過ごすことができる居場所づくりを推進します。放課後子ども教室や放課後児童クラブの安定的な運営や、多様な地域の居場所の確保を重点的に推進します。

重点施策3

1. 子ども・若者の個性や可能性を伸ばすことを応援します 基本目標 II (20~25 ページ)

子ども・若者が権利の主体であることについて、市民全体に広く理解されるよう、多様な機会や手法を活用し、普及・啓発を重点的に推進します。

子ども・若者の自己肯定感の向上につながる多様な体験活動等の充実を図るとともに、地域の一員として意見を表明できる機会の確保に努め、まちづくりに参画しやすい環境づくりを重点的に推進します。

- (1)子ども・若者の権利に関する理解促進と啓発
- (2)子ども・若者の発達に応じた多様な体験活動や学びの場の充実と活躍の支援
- (3)子ども・若者の意見表明や参加機会の充実 (若者のまちづくりへの参画含む)

重点施策4

(3)児童虐待や体罰防止、ヤングケアラー支援等の取り組み強化 基本目標Ⅱ (30～31 ページ)

家庭児童相談件数、虐待相談件数ともに増加傾向にある状況を踏まえ、虐待を受けている子どもや支援を必要としている家庭を早期に把握し、必要な支援につなげられるよう、母子保健と児童福祉の一体的支援を重点的に推進します。ヤングケアラーの状況を早期に把握し、本人の意向を尊重しつつ、子ども自身が状況を見直す機会を持つにもつながるよう、当事者と家庭への啓発や相談支援体制の充実を図ります。

重点施策5

1. 子ども・若者をまんなかに地域が見守り助け合う環境づくりを促進します 基本目標Ⅲ (38～40 ページ)

子どもの健やかな成長のために、保護者自身が子育てに喜びを感じ、心にゆとりをもって子育てできるように、保護者同士の交流機会や、子育てに関して学べる場を確保します。また、子育て支援に関わる担い手の育成、学校・家庭・地域との連携・協働により、子育て家庭を支える環境づくりを重点的に推進します。

- (1)親育ちへの支援強化
- (2)子育て・子育て支援への参加促進とネットワークづくり
- (3)学校・家庭・地域の連携と協働